特定事業所集中減算の取り扱いについて

令和３年９月

１　判定期間と減算適用期間

　居宅介護支援事業所は、毎年度２回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

1. 判定期間が前期（3月1日から8月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。
2. 判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

なお、以下に該当する事業所については、判定期間を満了しないことから当該期間については減算の判定事業所から除外する。

* 1. 判定期間の初日現在で指定を受けていない居宅介護支援事業所
	2. 判定期間中に休止・廃止をした居宅介護支援事業所

２　判定方法

　居宅介護支援事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護※1（以下、「訪問介護サービス等」という。）が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下、「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80％を超えた場合に減算する。

（具体的な計算式）

　事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80％を超えた場合に減算

　【当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数

÷当該サービスを位置付けた計画数】

※1　平成30年度より減算判定対象サービスが整理されたことに注意。

３　算定手続

　判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に揚げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80％を超えた場合については当該書類を市長に提出しなければならない。なお、80％を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存しなければならない。

1. 判定期間における居宅サービス計画の総数
2. 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
3. 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
4. 2の算定方法で計算した割合
5. 2の算定方法で計算した割合が80％を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

４　正当な理由の範囲

　3で判定した割合が80％を超える場合には、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は正当な理由として認めるが、単に該当することのみをもって正当な理由と認めるものではなく、市が個別に判断することとする。また、その他の第三者に対し説明可能な特殊事情がある場合についても個別に判断することとする。

1. 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合。
2. 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合。
3. 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下であるなど事業所が小規模である場合。
4. 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合。
5. サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合。

　例　利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書（以下、「理由書」という。）の提出を受けて、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画及び理由書を提出し、支援内容及び事業所選定の妥当性について意見・助言を受けてその選定が適切と判断されたものがある場合、当該計画件数を除外して計算する。

1. 市に訪問介護サービス等を開設している法人が各サービスごとでみた場合に１法人で、かつ、その法人が紹介率最高法人である場合に、その市に居住する利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80%以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が10件以下になるとき。

⑦　通所サービスについて、居宅から路程で3キロメートル以内に紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス事業所以外に当該サービスを提供する事業所が所在しない利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80%以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が10件以下になるとき。

* + 通所サービスとは、通所介護、地域密着型通所介護をさす。（⑩においても同じ）

⑧　割引の届出を行っていることにより、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内で最もサービス利用料が安くなっていることにより集中した場合。

⑨　訪問介護における移送サービス（通所介護、通院等乗降介助等）を行う際の運賃、又は福祉用具貸与における取扱件数の上位1品目の貸与価格が居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内で最も安いことにより集中した場合。

⑩　年中無休365日営業している通所サービス事業所である。

⑪　判定期間内中に他の居宅介護支援事業所の休止・廃止又は事業規模縮小により引き受けることとなった居宅サービス計画件数を除外すると、正当な理由の②④⑥⑦に該当することとなるとき。なお、これに該当する際は引き受け元の居宅介護支援事業所名及び引受件数を理由に明記すること。

⑫　東日本大震災（長野県北部を震源とする地震も含む。以下「震災」という。）の発生に伴い、震災避難者の受け入れにより、特定の事業所に集中したと認められる場合であって、かつ、震災避難者について位置づけた居宅サービス計画を除外して計算すると、80%以下となる場合。

⑬　利用者の居住する地域において、各サービスごとにサービスを提供している事業所が1事業所のみとなる場合、その地域の利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80%以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が10件以下になるとき。